

活 動 報 告 (令和4年度)

〔医療過誤法部〕

1 定例活動

医療過誤法部では、毎月1回、下記のとおり研究会を開催して、担当報告者の報告をもとに、医療事件について検討・議論し、研究活動を行った。

記

- ・ 1月13日(木) 18時30分から
報告者：NTT 東日本関東病院 外科 中嶋健太郎医師
テーマ：大腸がんの治療体系～都内一民間病院の外科の体制、教育システムなど～
- ・ 2月18日(金) 18時30分から
報告者：平野哲郎立命館大学法科大学院教授・弁護士
テーマ：「医療水準の主張と立証」について
- ・ 3月22日(火) 18時30分から
報告者：アピアランスビューティクリニック院長 堀口和美医師
テーマ：アピアランスビューティケアのお仕事について
- ・ 4月18日(月) 18時30分から
報告者：岡本祐司弁護士
テーマ：BMI50弱の患者に対して経皮的肝生検を実施したところ、脳空気塞栓が起き、片麻痺となったことについて、遅延損害金や訴訟費用を合わせて約1億5000万円が認容された事例
対象判例：東京地方裁判所令和2年1月23日判決(平成29年(ワ)第30300号) 損害賠償請求事件

- 5月24日(火) 18時30分から
報告者：笠間哲史弁護士
テーマ：整形外科事案 - 胸椎椎弓切除・脊髄腫瘍全摘出の手術の後、下半身付随(後遺障害等級1級6号相当)となった事例(棄却) -
対象判例：東京地方裁判所令和3年3月5日判決(平成30年(ワ)第24025号) 損害賠償請求事件
- 6月29日(水) 18時30分から
報告者：井内健雄先生
テーマ：脳神経外科領域(脳梗塞、クモ膜下出血、急性硬膜外血腫)に関わる裁判例の検討
発表内容：報告者が実際に担当した脳神経外科領域(脳梗塞、クモ膜下出血、急性硬膜外血腫)に関わる複数の裁判例(和解終了を含む)をもとに、脳神経外科領域に関する裁判での実務上の注意点等について議論を行った。
対象判例：さいたま地裁熊谷支部令和2年1月27日判決(平成28年(ワ)第9号) 損害賠償請求事件
- 7月21日(木) 18時30分から
報告者：加藤剛弁護士
テーマ：死因を特定できない場合の認容例
発表内容：死因について、肺血栓塞栓症又は肺動脈性肺高血圧症のいずれかであるとの認定をもとに、病院の損害賠償責任を認めた裁判例について、実務的な側面、純法理論的側面、医学的な側面など、様々な視点から議論検討を行った。
参考判例：千葉地判令和2年3月27日判決(平成28年(ワ)第2534号損害賠償請求事件)
- 9月29日(木) 18時30分から
報告者：津久井見樹弁護士、福原正和弁護士、山寄進弁護士

テーマ：産科事故の原因として羊水塞栓の発症が肯定され、かつ、患者側の請求の一部が認容された事例について

発表内容：法律実務研究掲載の論文をもとに議論を行った。

対象判例：広島地裁福山支部平成8年6月5日判決（平2（ワ）340号／平6年（ワ）495号）他

・10月24日（月）18：30から

報告者：高梨滋雄弁護士

テーマ：術後、SPO2が低下した患者について再挿管が食道挿管になった症例につき挿管後の注意義務違反が認められたケース

発表内容：①肺水腫とは、その種類と原因、②窒息後、脳が不可逆的損傷を受けるまでの時間的余裕、③手術終了後の意識低下、④医療訴訟における立証構造

対象判例：東京高等裁判所令和4年3月22日判決（令和元年（ネ）第3000号）損害賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成27年（ワ）第20443号）

・11月18日（金）18：30から

報告者：赤木竜太郎弁護士

テーマ：科学的証拠の証拠能力 - 柳原病院事件最高裁判決 -

対象判例：最高裁判所第二小法廷令和4年2月18日判決（令和2年（あ）第1026号）準強制わいせつ被告事件

以上

部長 松村 武志

事務局長 津久井見樹